

## ※必ずお読みください

### 電子レセプトにおける記録方法のお知らせ

令和2年10月診療分以降、電子レセプトによる請求を行う場合、記載要領通知の別表Iにおいてコードが記載されている項目（診療行為等）については、該当するコードを選択の上請求することと定められております。

このため、該当するコードが選択されていない場合、記載要領通知に係る不備により、原則、『返戻』となります。

（受付・事務点検ASPチェック(※)の対象となります）

については、記載事項のある項目（診療行為等）は、該当するコードを選択の上、レセプト提出いただくよう、ご協力よろしくお願いいたします。

※ オンライン請求を行う保険医療機関が、審査支払機関の事務点検プログラムを利用して、事前に記載事項等の不備を確認できる機能

記載要領通知 令和2年3月27日付 保医発0327第1号 「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について  
別表I 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧（歯科）＜一部抜粋＞

項番	区分	診療行為名称等	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言
72	I000-2	咬合調整	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添2第2章第8部I000-2咬合調整の(1)のイからホまでのいずれに該当するか又は矯正治療によるものかを記載すること。また、その他の理由による場合は、その理由を具体的に記載すること。	820100323	イ 歯周炎に対する歯の削合
				820100324	ロ 歯ぎしりに対する歯の削合
				820100325	ハ 過重圧を受ける歯の切縁、咬頭の過高部等の削合
				820100326	ニ レスト製作のための削合
				820100327	ホ 咬合性外傷等を起こしている場合の歯冠形態修正
				820100771	ヘ 矯正治療によるもの
				830100375	咬合調整その他の理由；*****